

指針（案）に対する府民の意見及び京都府の回答

「建設リサイクル法（以下「法」という。）に関する京都府指針（案）」（以下「指針（案）」という。）に対して平成14年4月8日から22日まで15日間、広く御意見・御提言を募集したところ、12人の方から御確認や御要望等が寄せられ、次のとおり回答を整理しました。

○ 意見及び回答

〔法について〕

1 民間工事も対象なのか、取扱いがよく分からない。

A 一定規模（建築：解体80m²、新築500m²、修繕1億円。建築以外：500万円。詳細指針（案）参照。）以上の全工事を対象に、民間は届出、公共は通知を必要とします。

2 「建築物等の解体工事」の表現となっており、土木工事等も対象に含まれているのが分かりにくい。

A 指針（案）の用語は法の例によることとしており（指針（案）1ページ）、法第2条には「建築物その他の工作物」を「建築物等」と表現することとしていることからこれを準用した。

〔分別解体について〕

3 分別の徹底について建設業界は遅れている、どう指導していくのか教えてほしい。

A 本法は、建設工事で発生する産業廃棄物の分別等について徹底するため施行されるものであり、対象建設工事の元請業者等に対する分別解体等及び再資源化等だけではなく、発注者への分別解体計画の書面説明、契約書への解体工事費等の明記、再資源化等の完了報告など多くの措置がなされています。

また、指針により、発注者・受注者・その他の建設工事に関係する様々な者に対して、その役割を明確にしたところであり、今後、周知活動（広報誌への掲載、説明会の実施）、公共工事の施行、民間関連団体への協力依頼、事前届出等様々な機会に指導していくこととしています。

〔再資源化について〕

4 処理施設を整備する必要がある。

A 現状において、排出量の予測値を上回る処理施設能力を確保しているが、施設整備は重要な課題であり、引き続き、情報提供や低利融資等により、民間による施設整備の促進を図っていきます。

5 民間の処理施設では、環境対策について不安である。自治体運営の処理施設を望む。

A 産業廃棄物については民間での処理を原則としつつ、必要な指導、監督等を行っています。

6 建設発生木材等のリサイクルについて、新たな技術、用途の開発を誘導し、促進する施策の検討が必要。

A 京都府だけでなく全国的な問題であり、技術開発に負うところが多いが、国や他都道府県とも連携を密にし、情報の収集及び提供を行うとともに、府として実施できる方策についても検討していきます。

7 再資源化施設の立地促進のため優遇措置を明文化した方がよい。

A 再資源化施設（産業廃棄物処理施設）については、地価税、固定資産税、特別土地保有税、不動産取得税等について、税制上の優遇措置が講じられています。

これまでから、事業者の判断によりこういった制度の活用が行われているところですが、京都府では、再資源化施設の実態を把握し、必要に応じて、施設整備の促進施策を広い視点で検討していきます。

8 どこまでを再資源化というのか教えてほしい。

A 法第2条に定義されています。

- ・ 建設解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為です。（マテリアルリサイクル）
- ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為です。（サーマルリサイクル）

9 計画書提出時に、特定資材の持ち込み先のチェックを行う必要がある。

A 実質的な持ち込み先は、解体時の状況により変更されることもあり、計画時に確定できないことが多いことから、法第18条により、発注者が確認できるよう、元請業者より再資源化等について報告することとされています。

〔廃棄物処理全体について〕

10 府民との関わりがよく分からない。

A 一般府民にも家屋等の解体を行う場合、発注者としての届出が義務付けられています。

また、循環型社会の構築に向けて府民一人一人の環境に対する意識を高めることが必要であり、広報活動により周知を図ります。

- 11 分別解体・再資源化について指導側・業者側の意識を高める（啓蒙啓発等）必要がある。
- A 説明会及び広報紙等で建設業関係者並びに府民の意識を高めるよう努めるとともに、発注者として市町村も含めて徹底していきます。
- 12 一定規模以下の工事について、再資源化しなくて良いのはおかしい。
- A 一定規模（建築：解体 80m²、新築 500m²、修繕 1 億円。建築以外：500 万円。詳細指針（案）参照。）未満の工事においては、効率性等を考慮して罰則を伴う義務付けはないが、発注者の責務として、分別解体及び再資源化等の促進が指針（案）に規定されています。
- なお、再資源化等の目標については、規模に関わらずすべての工事を対象として設定しています。
- 13 違反者の罰則を教えてください。
- A 法第 48 条から 53 条に、最高 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が規定されています。（詳細法参照。）
- 14 責任は誰にあり、費用は誰が出すのか教えてください。
- A 第 9 条及び第 16 条の規定により、対象建設工事における分別解体及び再資源化等については受注者又は自主施工者に責任があり、第 6 条の規定により費用については発注者に適正な負担を求めています。
- 15 不適正処理業者の、徹底した検挙告発が必要である。
- A 産業廃棄物の不適正処理については、本庁及び各地方振興局に警察にも参画いただき「不法投棄等特別対策（地域）機動班」を設置し、監視、指導を強化するとともに、悪質な事案については、府警本部の「環境犯罪特別捜査隊」と一体となって指導、取締を行っており、引き続き、厳正に対処していきます。
- 16 適正処分や再資源化の実施に対する補助、検査、評価など社会制度の確立が必要だと思う。
- A 再資源化施設（産業廃棄物処理施設）については、地価税、固定資産税、特別土地保有税、不動産取得税等について、税制上の優遇措置が講じられています。
- 産業廃棄物の不適正処理については、本庁及び各地方振興局に警察にも参画いただき「不法投棄等特別対策（地域）機動班」を設置し、監視、指導を強化するとともに、悪質な事案については、府警本部の「環境犯罪特別捜査隊」と一体となって指導、取締を行っており、引き続き、厳正に対処していきます。
- 優良業者等については、「環境トップランナー」や「エコ京都 21」などの表彰、認定制度を設け、優良業者等の育成、支援を行っています。

〔その他〕

- 17 (高い)再生品と(安い)新品との値段の格差をどのように解消するのか教えてほしい。また、使用者に再生材の使用又は使用率を義務付ける必要がある。
- A 法にも示されているとおり、解体工事等の発注者に適正負担を求めると同時に、分別解体、再資源化施設への廃棄物処分の徹底及び公共事業において再生品の利用を率先して実施することにより再生品価格の適正化及び安定化を図ります。
- 18 手続きを早急に説明してほしい。
- A 5月14日及び15日に説明会を実施しました。
手続きについて不明な点があれば、市販の手引書を参考にするか、届出窓口にお問い合わせしてください。
- 19 木造建築の古部材など出来るだけそのまま部材として利用する対策を講じてほしい。
- A 京都の特性からも、古材の利用は大切であると考えており、指針(案)の3(2)イ(イ)においても、「古材の再使用を促進する。」としていますが、再使用促進のための方策については、引き続き検討していきます。
- 20 再資源化施設の場所を教えてください。
- A 5月14日及び15日に行った説明会資料等に再資源化施設の一覧表を掲載したところです。また、今後はホームページでも公開する予定です。